

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 庶務課等の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年四月五日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一

同	庶務課	同	戸田俊巳
同	管理課	昭和三十五年十月十七日	
同	高等学校	同	
同	義務教育課	同	
同	社会教育課	同	
同	体育保健課	同	
同	秘書課	同	
同	會計課	同	
同	警務課	同	
同	教養課	同	
同	捜査課	同	
同	鑑識課	同	
同	防犯課	同	
同	警備課	同	
同	警ら交通課	同	

庶務課 昭和三十五年十月十七日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一 当課は庶務、企画調査、福祉の三係のほか、昭和三十一年五月から新しく議事秘書係をおき内部機構の改革を図っていたが、給与事務所と中、西部における本課駐在員制度の在り方については毎回の監査で指摘したとおりであり、また小規模な分館を多く配置している図書館の運営についても検討の余地がある。これら教育出先機関の合理的かつ効率的な運営について当局の考究善処を重ねて要望する。

二 教育研究所の運営については定期監査に述べたとおりで教職員の研修については研修費の増額があつて相当の成果をあげていたが、さらにこれが反覆実施を望むとともに教育調査研究については予算が少く、かつ人手不足もあつて研究活動に支障が見受けられたので、適切な予算措置と人員配置につき考慮を望む。

管理課 昭和三十五年十月二十四日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 井上善一

一 高等学校校舎その他施設設備の整備充実、需要費の増額、特別会計実習費の運営等については学校の監査に述べたとおりである。とくに整備費、産業教育振興費は前年度に比しむしろ減少していたが、今後一二年後の生徒著増に対処し国庫補助金の確保に格別の留意を望む。

なお、盲ろう学校需要費は本年度若干増額考慮が払われていたが、特別教室、寄宿舎等施設面は依然として不備である。これが整備充実についても配意を望む。
二 新築校舎のうち八頭校は一室三六個の蛍光灯を取付け晴天以外は点灯を要する実状であり、鳥商校木造建物は張り支え副柱のため教室の生徒収容力を低下させているが、これは建物の設計上に欠かんがあると思

われるので今後の設計については充分慎重を期する要がある。

三 高等学校営繕費は前年度同様八百万円(坪当り二〇〇円)で、文部省で調査した全国平均補修必要額並びに基準財政需要額より低く、しかも本年度は伊勢湾台風による災害復旧事業の裏付財源に一部充当したため執行額は七百五十余万円に依然として相当額を外かく団体に依存している。施設管理の万全を期するため適切な予算措置の要がある。

四 各高等学校における防火施設設備は毎年整備されつつあるがまだ充分とは認められない。
また、既設防火水槽で破損、泥土堆積等のため用をなさないものがあるので早急に整備されたい。

高校教育課 昭和三十五年十月十七日監査
監査委員 松本利治
同 荻原治郎
一 教職員の充実強化と所遇改善、旅費の増額、進学並

びに就職指導、農業実習教育、授業料徴収事務の厳正等については高等学校の監査に述べたとおりである。

二 盲ろう学校教職員特に高等部教職員の充実、職員の研修強化、中途失明者のための別科新設等学校監査に述べたとおりで、懸案事項が少くないので当局の考究善処を望む。

三 入学選抜諸費の内旅費一、〇二九千余円を執行しているが、執行額の大部分を本事業以外のものに当てているので予算編成について検討の要がある。

義務教育課 昭和三十五年十月十八日監査
監査委員 松本利治
同 荻原治郎
一 教職員の更新代謝については退職者優遇措置の枠を拡げる等これが促進に相当努力が払われていたが、小中学校費支出額は基準財政需要額を一億七千九百五十余万円超過し依然として多額の県費充当を余儀なくしている。このことについては監査の都度指摘している

とおりで、交付税法による給与単価の引上げについて強く国に要請するとともに、学校統合の促進、教職員

社会教育課 昭和三十五年十月二十四日監査
監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 井 上 善 一

の年令構成の合理化と給与費の縮減についてなお一層努力を望む。
二 本年度小、中学校旅費は教育課程改訂に伴う講習会参加旅費を除けば、前年度同様一人当り三千円で、文部省基準並びに各県に比較し低額で支出の実態を見て

一 本年度社会教育費の決算状況は婦人会館建設費補助金及び国庫助成による青年国内研修等新規事業のため相当増額を見たが、社会教育諸団体の育成助長等指導経費についても適切な予算考慮が望まれる。
二 各種大会講習会派遣費で資金前渡を受けたものの精算が相当遅れているものがあつたが遅滞なく精算すべきである。

も相当額を打切り、あるいは権利放棄している状況である。
また、地教委の指導連絡調整等に必要な旅費も不足し十分な活動を期待しがたい実情にあるので普通旅費、研修費及び連絡旅費等おのおの、さらに適切な予算措置の要がある。

三 科学教育振興のため、文部省は理科実験講座五ヶ年

計画を樹て本県もこの計画に基づき、文部省交付金三万五千円を受け講座を設けたが、予算不足のため受講者が旅費及び実験費の一部を負担している。改訂課程移行措置との関連もあり県費の裏付が望ましい。

三 社会教育振興を図るため、さきに四ヶ年計画を策定したが、市町村社会教育行政の実態は専門職員も少く組織体制も不十分なものが多い。
また、公民館の設置状況は昭和三十五年四月末現在で本館一七一館、このうち独立建物を有するものは四六・八%で施設設備も公民館としての機能を果すに不十分なものが多く、専任職員の設置も中国各県に比し

立遅れている。

これら市町村行政体制の確立指導については一層努力するとともに、関係各課各機関とも緊密な連携、いを

とつて、団体の育成指導と前記四ヶ年計画の推進に格段の努力を望む。
四 図書館及び科学博物館の運営については、定期監査

で述べたところであるがともに資料費、運営費が少く、近年における利用実績を見ても努力の割に伸長を見えない。
さらに、適切な予算措置を講じ資料の充実と館外活動の強化を図るべきである。

体育保健課 昭和三十五年十月十七日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 社会体育費決算千二百二十四万九千余円で、本年度は鳥取市体育館補助金八百万円のはか、団体派遣費の増加等もあつて前年度に比し大巾に増額を見ていたが、

各種体育の指導経費、体育指導員の経費は依然として増額を見ず、需要費の執行状況を見ても苦慮したあとがうかがわれる。また、学校体育費も少く計画的な訪問指導ができた実情である。

体育指導員制度の確立による社会体育活動の強化、学習指導要領の改訂に伴う移行措置の円滑な実施、オリンピック東京大会に備えて選手の養成指導強化策等当画の課題もあるので、さらに適切な予算措置を講じ本県体育の振興に一層の配慮を望む。

二 県営鳥取プールの附属施設について、本年度十二万円でコースナバー及びコースラインを施工し、昭和三十五年度にはコースロープを整備することになつていたが、なお、便所の設置が必要である。

三 各種大会派遣費等資金前渡金の精算が相当遅れているものがあつたので遅滞なく精算すべきである。

四 学校給食法に基づく給食実施校は本年度末で、小学校一九校(五七・一%)、中学校一三校(一五・五%)で逐年増加しているが、栄養管理、給食運営等の指導

にあたるべき専任栄養指導員の設置が望ましい。

監査箇所 執行年月日 執行者
秘書課 昭和三十五年十月二十八日 松本委員
萩原委員
井上委員

會計課	同	同
警務課	同	同
教養課	同	同
捜査課	同	同
鑑識課	同	同
防犯課	同	同
警備課	同	同
警ら交通課	同	同

秘書課

特記事項なし

會計課

一 駐在所、派出所の改築促進、維持管理及び警察官住宅の増設、借上措置等住宅対策については署の監査で述べたとおりで、関係当局の配意を重ねて要望する。

なお、従前の警察後援会所属の署員住宅が現在県下に十九戸(智頭署が町から無償譲渡を受けた五戸を含む)あり、これが維持管理に各署とも苦慮しているので、住宅確保の面から県に移管し具費で修繕し得る形にするよう検討考慮されたい。

二 派出所、駐在所等外勤務警察官の夜間勤務に対しては勤務の実態からして夜間勤務手当を給することが至当と考えられる。

三 各種免許、許可等収入事務の適正処理、通勤手当受給資格者に対する随時確認の厳正、報償費の適正かつ効率的な執行、県有の警察官住宅の貸付料徴収等署の監査で述べたとおりで、本庁において指導措置に遺漏なきを期されたい。

警務課

一 警察官が動体制の強化、機動力の増強、自動車用燃料の適正配分については署の監査で述べたとおりで、適切な措置対策を講ずべきである。

二 警察官に対する被服の支給については本年度三百八十一万余円で第一被服を完全支給したほか、編上靴等第二被服の一部を支給していたが、過去における支給実績は概ね年平均七千八百円程度で、中国各県及び全国平均に比しても低位にあるので、第二被服についても完全支給するよう予算措置を望む。

教養課

一 本年度実施した警察官等の教養実施状況は左表のとおりで、学校教養については月平均二十名程度を派遣し一般教養についても本部の行う巡回教養、署で行う召集教養、その他各種講習会、研究会等を実施し努力している。一般教養のうち当課で担当する術科教養を

除く他の職能教養については各課の協力体制が特に必要とされるので、さらに緊密な連けいをとつて関係諸法規の理解、社会事象に対処し得るよう教養指導の強化に一層の努力を望む。

二 術科体育振興については鳥取及び米子署に柔剣道特別警備要員を設置する等配意し相当の成績をあげていたが経費が少く充分な活動を期待しがたい実情である。

また、教養のための機関紙運営費も少く視聴覚教材の整備も立遅れているのでこれら諸経費の増額措置につき当局の配意を望む。

昭和三十四年度警察官教養実施状況
一 学校教養実施状況

他管区警察学校	県警察学校	中国管区警察学校		警察大学校	学 校 別	科 別	期 間	回 数	延 人 員	入 月 校 平 者 均	摘 要
		普通部	高等部								
		保健学級	専科	正科 初級科	本科一部 本科二部	研究科 現任科ほか	六ケ月 二〇日 一ケ月 二週間	二 九	二 八 一	一 〇	警部補、 巡查部長、 巡查
		専科	現任科	専科	専科	現任科	一週 間	一 九	七 四	二	警部補、 巡查部長、 巡查
		専科	現任科	専科	専科	現任科	一ヶ月 二週間	七	二 五	〇・三	警部補、 巡查部長、 巡查

二 一般教養実施状況

区 分	実施回数	教養延人員	延 時 間	摘 要
巡回教養	一七一	八、五五〇	一一、八二五	本部員の行う警員教養
召集教養	三九一	一九、五五〇	一一七、〇〇〇	各署で実施したもの
各講習会	三四	五五〇	三、三〇〇	刑事係その他
一斉測定考査	三	一、七〇四	三、四〇八	本部各署警部補以下の警察官
その他研究会、会議等	三八	九五〇	五、七〇〇	

捜 査 課

一 昭和三十四年十二月刑事調査官制度の実施により専任警察官(警視)一名を配置し、変死、殺人等死亡者の確認並びに死因究明にあたつていた。

二 諸事犯の広汎かつ、スピード化した今日、これに対処するための捜査機動力は何れも国費支弁によるものであつて、運転要員、車輛、燃料等に制約を受け捜査上のあい路となつている。これが増強につき固に強く

鑑 識 課

要請するとともに純員費による小型機動力の整備につき考究善処の要がある。

特記事項なし

防 犯 課

一 今般火薬類取締法の改正(三十六年二月一日実施)によりこの種行政事務の一部が当課の所管となつたが

これが事務処理のため要すれば本部に専任取締官等に担当官配置を考慮し、厳正取締りと危険防止に万全を期されたい。

二 青少年犯罪防止対策として鳥取、米子市に少年輔導センターを設置するほか、本年度重点目標の一つとして少年非行防止地区を県下に六地区指定して非行防止活動を強力に推進し、特に青谷地区においては指定前の昭和三十三年の犯罪件数十六件(六名)、犯事件十二件に対し指定後の昭和三十四年は犯罪件数一件(一名)、犯事件十四件に激減し相当の成果をあげていた。青少年犯罪の激増悪質化傾向にかんがみ、更に関係機関と緊密な連携、いをとつて補導と非行防止に一層の努力を望む。

三 昭和三十四年七月県内質屋業者をもつて組織する県質屋防犯協力連合会が結成され防犯並びに犯罪捜査活動に対する同業者の協力的体制の確立を見たことは結構である。これが育成助長に努め所期の目的達成を期するとともにさらに同業又は地域防犯団体の強化に一層

の配慮を望む。

警 備 課

特記事項なし

警 ら 交 通 課

一 自動車数は近年とみに増加し、昭和三十五年末一三、九八五台(前年同期一、五七四台)、原動機付自転車一三、二一四台(前年同期七、四九四台)、このほか県外からの入県車輛等により交通量は年年激増している。

交通事故発生状況は左表のとおり逐年増加を示し特に年少者の事故犠牲者が高率を示している。交通取締りには特に腐心しておられるが交通標識信号機の増設、機動力による第一線取締りの強化と、道路を広く使用する運動の強力なる推進、学校、一般家庭へのPR、歩行者、運転者等に対する道路交通法の指導等、更に一層の努力を望む。

交通事故状況調査

年 別 (暦 年)	事 故 件 数	犠 牲 者			物 的 損 害
		死 亡 者	負 傷 者	計	
三 三 年	五八一件	四五人	六二七人	六七二人	一〇、〇〇〇千円
三 四 年	六三三	六〇	七六〇	八二〇	一五、八一〇
三 五 年	九四八	三八	一、〇三三	一、〇七一	一一、六三七

右表犠牲者の内年少者のもの

区 分	死 亡 者			負 傷 者		
	三 四 年	三 五 年	計	三 四 年	三 五 年	計
六 才 未 満	九人	六人	九六人	一三三人	一〇五人	一二九人
七 才 一 二 才	三	二	五四	八七	五七	八九
一 三 才 一 五 才	三	一	一七	三〇	二〇	三二
計	一五	九	一六七	二四〇	一八二	二四九

二 従来本課の所管であつた警衛警護、治安警備、災害警備、雑踏警備等警備事務を三十五年度から警備課所管に移し、警ら官制度を実施し活動の効率化を図つて

いた。これに必要な機動力は鳥取、米子署備付の白バイ各二計四を使用しているが交通取締り強化のため而署えはなるべく速かにこれが補てんを考慮すべきであ

